

熊野市駅前商業施設出店者募集要項

1 目的

若者の起業を促し中心市街地のにぎわいの創出と活性化を図ること及び開業予定者に対して、商品・サービスの開発や経営の方法などを学ぶ実践の場として提供していきます。

2. 事業の主体

主催：有限会社熊野市観光公社

協力：熊野市

3. 店舗物件の概要

(1) 所在地：三重県熊野市井戸町653番地12

(2) 構造：木造2階建て（1階 飲食店施設、2階 簡易宿所施設）

(3) 床面積：1階 93.31㎡ 2階98.43㎡ 計191.74㎡

客席20席程度、 宿泊最大10人

(4) 駐車場：店舗用はありませんので、必要な方は別途確保ください。

(5) 設備：1階 炊事場、調理機器、テーブル、椅子他

2階 布団、座卓、電球、セキュリティボックス他

備品一覧は別紙のとおり、火災保険加入済み

（それ以外の内装や備品は出店者が負担）

4. 募集期間

令和7年4月11日（金）～ 令和7年5月9日（金）

5. 応募資格

(1) 熊野市内で独立や新規開業を考えており、出店に関して意欲のある方

(2) 出店期間満了後、熊野市内で引き続き本格的に開業する意思があるもの

(3) 応募者自身が直接店舗（1階及び2階）を運営できる方

(4) 個人、グループ、又は法人

(5) すでに開業している事業の本店の移転、又は支店の開設でないこと

(6) 1階飲食店施設を原則週5日以上営業できる方

(7) 熊野市に住所を有する方。又は開業時に熊野市に住所を異動できる方

- (8) 熊野市の市税等の滞納が無いこと
- (9) 申請日現在の満年齢が20歳以上、45歳未満の方
- (10) 施設管理ルールを遵守できる方
- (11) 出店内容が公序良俗に反しないこと
- (12) (4)における『個人、グループ、又は法人』が、熊野市暴力団排除条例第2条第1号に指定する暴力団又は同条第2号に指定する暴力団員でないこと

6. 出店期間

契約日から1年間（状況により最長2年間まで延長の可能性あり）

※契約日は令和7年7月1日以降となります。

7. 募集業種

飲食、宿泊 ※飲食と併用した物販は可とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する営業を行おうとする場合は、チャレンジショップを使用することができない。

- (1) 周囲に騒音、振動、悪臭、煙等の迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教に係るもの

8. 費用

(1) 月額賃料：7万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(2) 光熱水費：実費

(3) 浄化槽等維持管理費※：実費負担

※浄化槽清掃、浄化槽保守点検、浄化槽法定検査、消防設備点検

(4) その他：

予め用意されているもの以外に、出店者が用意する什器・備品等の購入費や持ち込み費用など、事業に必要な経費は出店者の負担とします。費用負担区分が不明確なものが出た場合は、出店者と当社で協議を行います。

9. 賃貸借契約及び更新

物件の賃貸借契約は当社と行っていただきます。原則1年間としますが、更新は希望があれば再選考を行ったうえで延長できます。

10. 利用許可の取消

次の各号に掲げる行為を行った場合は、期間内に関わらず利用の許可を取り消します。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があったとき。
- (2) 申請書等に記載された事業以外の用途に利用したとき。
- (3) 当該要綱、賃貸借契約書の内容に違反したとき。
- (4) 特段の理由がなく、1か月以上営業を行わないとき。
- (5) 当社あるいは当社が用意した専門家の指導に従わないとき。

11. 事前説明会兼現地見学会の実施

応募期間中は現地見学が行えます。下記お問い合わせ先までご連絡ください。
(事前予約制)

12. 選考

応募書類による審査の後、面接審査を行い選考します。

【選考基準】

応募資格がすべて満たされていることのほか、次の選考基準により審査します。

- (1) 将来市内で独立開業を目指す意思が強いこと。
- (2) 商業活動に対して意欲的であること。
- (3) 地域や商店街、他の店舗との協調性があること。
- (4) 考え方が積極的であり、プラス思考であること。
- (5) 中心市街地の賑わいに貢献できること。

【面接審査による選考会】

応募書類による審査後、ご案内します。

13. その他

- (1) 出店に必要な資格の取得、許認可等の諸手続き（費用負担含む）は、出店者で行っていただきます。
- (2) 出店期間中における出店者は、専門家による経営の指導を受けていただきます。（専門家派遣に係る費用は無料）
- (3) 出店決定後、内装工事を行う場合については、予め当社と協議をしていただきます。

- (4) 出店決定後に締結する賃貸借契約を遵守していただきます。
- (5) 出店後は、所定の様式で月次報告書（売上、客数）を提出していただきます。なお、売上に応じた賃借料の増減協議には応じません。
- (6) 熊野大花火大会、その他イベント時に宿泊費の大幅な増額は認めません。
- (7) 利用が終了した際には、施設の原状復旧を行っていただきます。また、汚損した当社備品については、新品に交換いただく場合があります。
- (8) 利用許可の取消を受けた場合、速やかに退去していただきます。
- (9) 利用者が退去若しくは連絡がつかない中、利用者が用意した什器・備品等について、1か月以上放置された場合、当社に帰属するものとします。
- (10) 出店後、事業計画から変更をする場合は、予め当社と内容について協議を行っていただきます。

1 4. 申込書類

次の書類を郵送にてご提出ください。なお、申込書類についてはご返却いたしませんので、予めご了承ください。

また、この募集要領等について質問がある場合は、質問書の様式を用いて応募までに提出してください。

様式はホームページからダウンロードできます。

申込書類：①駅前商業施設出店申込書

②駅前商業施設事業計画（案）

③同意書

④誓約書

⑤その他添付書類

- ・履歴書
- ・住民票
- ・市税等に滞納がない証明書
- ・その他必要な資料（事業内容等が分かるパンフレット、写真等）

1 5. お問い合わせ・申込先

有限会社熊野市観光公社

〒519-4324 熊野市井戸町654-1

電話：0597-89-2229（午前9時00分～午後6時00分）

E-mail：info@kumano-k.jp

URL：<http://kumano-kankou.com/>